

岩美町わがまちづくり資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自分達が暮らす地域を自ら考え、自らの手ですばらしい地域に築いていこうとする団体に取り組むまちづくり活動に要する資金に対して、岩美町わがまちづくり資金貸付基金をもとに、その資金の貸付を行うことで住民主体のまちづくりに資するものとし、貸付に関しては、岩美町わがまちづくり資金貸付基金条例（平成19年岩美町条例第2号以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(資金の貸付の対象者)

第2条 この要綱により資金の貸付（以下「資金貸付」という。）を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の地区自治会、区、町内会、組
- (2) 岩美町内に主たる事務所を有するNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であり、かつ町税等の滞納がないもの

(資金貸付の対象となる事業)

第3条 資金貸付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 成果及び波及効果がまちづくりに期待できると認められる事業
- (2) 地域性及び継続性が認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、資金貸付により行おうとする事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付を行わない。

- (1) 政治活動、宗教活動または営利活動を目的とするもの
- (2) 既に国、県の融資制度等が確立しているもの
- (3) 既に他の機関から借り入れしている借金の借り換えを目的とするもの

(資金貸付を受ける者の要件)

第4条 資金貸付を受ける者は、次の各号にあげる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 経済的理由により資金貸付を受けないと事業の遂行が困難な者
- (2) 貸付けた資金の償還能力を有すること
- (3) 規約又は会則等を有すること
- (4) 資金貸付の目的である事業の遂行能力を有すること
- (5) 団体の活動等に要する経費の一部が、会費等貸付を受ける資金以外の財源をもって運営されている団体であること

(資金貸付金額)

第5条 資金の貸付額は、貸付対象事業ごとに1,000万円を上限に町長が定める。ただし、町長が必要と認めた場合は、上限を超えて貸付けることができる。

(資金貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 償還期限 11年以内とし、据置期間を1年以内とする。
- (3) 償還方法 年賦均等償還
- (4) 償還日 3月10日(ただし、役場、金融機関の休業日の場合は、その翌業務日とする。)
- (5) 保証 代表者を含めて2名以上の連帯保証人の保証を付するものとする。ただし、町内の自治組織については連帯保証人の保証を付すことを免除するものとする。

(資金貸付の申請)

第7条 貸付を受けようとする者(以下「借入申請者」という。)は、資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 貸付を受けようとする団体の総会の議決を証する書面または議事録等
- (2) 事業計画書および収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(資金貸付の決定)

第8条 町長は、基金事業全体の配分を勘案して、資金貸付金の額を決定する。

- 2 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、貸付けすることが適当であると認めるときは、貸付予定者を決定し、その旨を資金貸付予定決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による決定に当たっては、審査会を設けて審査するものとする。
- 4 前項の審査会は、副町長、総務課長、企画財政課長をもって構成する。
- 5 貸付予定決定通知を受けた者(以下「予定者」という。)は、通知書に記載された期日までに誓約書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 6 町長は、前項の書類の提出があったときは、速やかに貸付を確定し、その旨を資金貸付確定書(様式第4号)により予定者に通知するものとする。

(資金貸付の方法)

第9条 町長は、貸付を確定した者に対し、資金を一括して貸付ける。
ただし、特別の理由があるときは、分割して貸付けることができる。

(領収書および借用書の提出)

第10条 予定者は、資金を受領したときは、領収書(様式第5号)および借用証書(様式第6号)を直ちに町長に提出しなければならない。

(資金貸付金の繰上償還)

第11条 資金貸付を受けている者(以下「借受者」という。)は、都合により資金の全額または一部の繰上償還をすることができる。

(資金貸付の解除)

第12条 町長は、借受者が貸付を受ける資格がなくなつたと認められるときは、貸付を解除し、資金貸付解除通知書(様式第7号)により借受者に通知するものとする。

2 貸付解除通知を受けた借受者は、町長が指定する期日までに借り受けた資金の全部又は一部を返還しなければならない。

(償還期間の延長)

第13条 町長は、借受者が災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、第6条の規程に定める償還期限を延長することができる。

2 借受者は、前項の規定により延長を受けようとするときは、資金返済延長申請書(様式第8号)にその事実を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前条の規程により申請があつた場合、内容を審査の上、適当であると認められるときは、延長を決定し、延長決定通知書(様式第9号)を借受者に通知するものとする。

(延滞利子)

第14条 町長は、借受者が正当な理由がなく償還すべき期日までに償還しなかつたときは、当該償還すべき期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その返還すべき額に民法第404条に定める利率を乗じて計算した額を延滞利子として、償還額に加算して徴するものとする。

(事業の実施)

第15条 事業を行う者(以下「事業者」という。)は、事業の実施に当たっては、住民の参加、波及効果、町事業との整合性等に十分配慮して実施するものとする。

2 事業者は、事業の実施に当たっては、町と十分な連絡のもとに行うものとする。

3 町は、事業者に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言や指導を行うものとする。

(資金貸付事業の実績)

第16条 借受者は、償還が終了するまで、毎年3月31日までに資金事業(経過)実績報告書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、事業の成果について広く町民に公表するものとする。

(資金貸付実地検査等)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、借受者に対し、関係資料の提出を求め、または実地に検査することができる。

(届出)

第18条 借受者の住所、氏名その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに資金借受者(連帯保証人)変更届(様式第11号)により、その旨を町長に提出しなければならない。

(その他)

- 第19条 要綱の適用は、当該事業の貸付決定した年度の要綱を適用するものとする。
2 この要綱および条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成21年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成21年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成33年度まで適用する。